

後北条氏と築田氏

—古河公方足利義氏の家督相続と関宿移座をめぐつて—

島田洋

はじめに

と芳春院殿との婚姻は後北条氏による古河公方権力介入⁽³⁾への事実上の第一歩であるとともに、既に公方家と姻戚関係にあった築田氏の地位を脅かしかねない事態でもあった。

鎌倉公方足利成氏の家臣築田成助は、公方の古河移座に伴い（古河公方）関宿城を守備した。⁽¹⁾以後築田氏は古河公方の有力家臣としてその地位を高めていくことになる。天文八年に四代公方晴氏と北条氏綱の娘（後の芳春院殿）の婚姻成立を契機に、北関東への勢力伸張を狙う後北条氏は公方権力に浸透することになるが、公方権力の形骸化を目論む過程で築田氏と対立・拮抗し、三次に及ぶ関宿合戦を経て築田氏が関宿城を開城するまでその関係が続いた。

本稿は、五代公方義氏の家督相続と関宿移座における後北条氏と築田氏の関係を先行研究⁽²⁾を踏まえて改めて検証するとともに、両氏の関係を物語る新出史料を紹介することを目的とする。

一 後北条氏外戚化と家督相続

公方晴氏の代に築田高助が宿老中筆頭となり、高助の娘が晴氏に嫁ぐことにより、その地位は一層強固なものになった。しかし、前述の晴氏

翌年、晴氏は高助の娘との間に生まれた正嫡藤氏ではなく、芳春院殿との間に生まれた梅千代王丸（後の義氏）に家督を譲った。この移譲は後北条氏による政変劇であり、これにより後北条氏の公方権力における外戚としての地位が強固なものになったが、一方で築田氏はその対抗措置として公方権力の中で独自性を一層強める方向に志向したのではないだろうか。このことは後北条氏や公方にとって脅威であり、事実梅千

代王丸は晴助に下野名間井郷と藤郷を宛行うとともに起請文を取り交わしている。そこには「はるすけにたいせられ、御とうかんあるへからす」「む二のはしりめくられ候に付てハ、出身させられへき事」などとあり、

築田氏の懷柔に腐心している。

家督相続により晴氏は公方の地位を失ったが、常陸の芹沢氏に年頭祝儀の返書(5)を差給するなどしているが、これは晴氏が非政治的存在に転化しきつていなか(6)たことを意味する。この状況を後北条氏が認めた理由は、晴氏の背後に控える築田氏をはじめとする公方家臣の抵抗をかわすための妥協策であり、この段階で後北条氏が公方権力に深く浸透しない状況にあった。

その後天文二三年十月、晴氏は古河城に立籠(7)た。この時築田氏は一色・一階堂氏らとともに与したようだが、古河城が程なく落居したことを考えると、少なくとも築田氏はこの立籠りには積極的に関与しなかつたのかも知れない。

昨今勵忠信之至、感悦不少、就之永拾貫文、籠城為用意被下之候、猶以可走廻急度之條、仍如件、

弘治元卯

小沢長門守殿

晴助（花押影）

晴助は、水海村の小沢氏に籠城の用意として永十貫文を与えていた。晴氏の古河城立籠・落居に係る後北条氏との緊張状態の中で、築田氏は籠城策をとったようだが、後述の公方義氏の元服式に関与している。先の家督相続で後北条氏により外戚への道を閉ざされたものの、その一方で宿老中筆頭としての地位を後北条氏が左右しかねない状況の中、微

妙な計算が働いたのかも知れない。

二 義氏の関宿移座

天文二四年（弘治元年）、梅千代王丸は元服し、室町将軍足利義輝より偏諱を承領して「義氏」を名乗る。前年の晴氏古河落居に伴い、義氏は後北条氏の本拠小田原に移っている。ここで後北条氏の手により元服式を挙げたが、北条氏康は築田晴助に対し次の書状を認めている。

如來意、御元服無相違相調、公私御満足、日出不過之候、就中今度始而遂面上、年來之本望候、向後弥可申談覺悟候、御所様古河御移程有間敷く候、悉皆御馳走ニ可有之候、兼又二三ヶ条承候、存其旨候、委細口上候条、不能審候、恐々謹言

一二月十七日

氏康（花押影）

築田中務大輔殿

御報

ここで注目すべきは「如來意、御元服無相違相調」ったことであり、

小田原での元服式挙行において築田氏の意向を無視しえず、後北条氏と築田氏との間で交渉が行われていたと推測することができる。その結果妥協の条件として「御所様古河御移程有間敷候」と表現された。古河城帰還を含意に義氏の小田原在城を築田氏に納得せしめた。⁽⁸⁾後北条氏の公方権力掌握は不完全であったが、それを完全たらしむる上で当面の大きな課題が築田氏を公方権力からいかにして除外するかであった。後北条

氏は築田氏の存在を意識しつつ、様々な体制の変革⁽¹⁴⁾を通じて圧力をかけていくことになる。これに対し築田氏側はどう対処したのであろうか。

山中田地一間、松沼田地一間、岩上田地一間、合三間之田地拾貰百五拾文之所、御取越神妙申上候間、為御恩賞被下候、御番陣參以下嚴密可申候、並不入之儀御心得之諸事御用等、可走廻候者也、仍状如件、

弘治四年
午

三月十七日

山中藤七⁽¹⁵⁾殿

晴助（花押）

築田晴助は水海の山中藤七に山中など合計一〇貫一五〇文を恩賞として与えているが、反対給付として「御番陣參」や「諸事御用等」走廻が定められていることから、急速に家臣の掌握を図り⁽¹⁶⁾、自身の基盤固めに心血を注いでいることがわかる。

義氏は小田原から古河に直接帰還する予定であったが、弘治二年十月に鎌倉葛西ヶ谷に入り、「葛西様」と呼ばれるようになる。ところが永禄元年に義氏は築田氏の本拠関宿城に移座することになる。四月に北条氏康は築田晴助と起請文を交わしているが、「関宿之城 公方様為御座之地、来六月中可有御進上由」とあり、関宿城を公方の御座所とするので六月中に明け渡すこととしている。また、「其方御在城為可有之、古河之地被御申請度由」とあり、代わりに古河城が与えられることになつた。さらに「御知行之事、聊相違有間敷、模寄之地者、相当程取替可申候」と、築田氏の所領は安堵するが関宿最寄りの地は別な地と替えるこ

ととしている。これは本拠地及び関宿周辺地の支配権を築田氏から剥奪し、築田氏の勢力弱体化に導く政策であった。換言すれば築田氏は古河公方成立以来関宿を本拠としたが故に公方權力の中で勢力を維持することができた。これは「抑彼地入御手候事者、一国を被為取候ニも不可替候」とあるように、関宿が一国に匹敵する戦略的拠点であったとともに、築田氏が「舟役」を課していたように水上交通の要衝として認識されたいたからである。

この後北条氏の圧力に対し、「今度之一儀中務無相違令納得候儀も、先万右馬允極々遺恨候⁽²⁰⁾」とあるように築田氏内部の抵抗があつたもの最終的には後北条氏の意に従うことになる。

五ヶ条之外、追而

（中略）

一小田助三郎事、如前々可屬中務儀、數ケ度被加御下知候處、從前々抱來所領之事、第一致侘言間、無御了簡過來候、加様之望有廉、自前代馬寄之儀、被仰付候者、定強而菟角不可申得由思召候、其上尚以氏康、成田下総守ニも意見簡要之事、

以上

弘治四年六月朔日

朱印有之⁽²¹⁾

これは先の氏康の起請文に義氏が追加した申し出の一部である。武蔵國忍城主成田長泰と晴助との間で帰属が争われていた騎西城主小田朝興（長泰弟）の支配を晴助に認めていた。移座をめぐり築田氏の抵抗を抑止する懷柔策と解することができよう。さらに義氏は晴助に次の書状で

関宿城明け渡しを賞賛している。

今般屬氏康関宿之城進上申候、巷可然被思召間、可被立御座候、中務存寄候所、不淺忠信被思召候、此上者末代可被加御懇切間、弥可令抽忠儀事、簡要仁被思召候、謹言、

六月朔日

義氏（花押影）

築田中務太輔殿

こうして晴助の関宿城明け渡し及び義氏の移座が実行されたが、義氏は同年六月一九日に晴助に対し「秋務取納來町人以下可移事」や「御料所方諸奉公之知行、築田成敗互人召仕間敷事、付百姓等迄も致他奉公者知行之内ニ不可指置事」⁽²³⁾を示して、町人の帰還、奉公人や百姓の帰属の明確化を定めている。これについて新出の「築田家文書」⁽²⁴⁾より次の史料を紹介する（写真）。

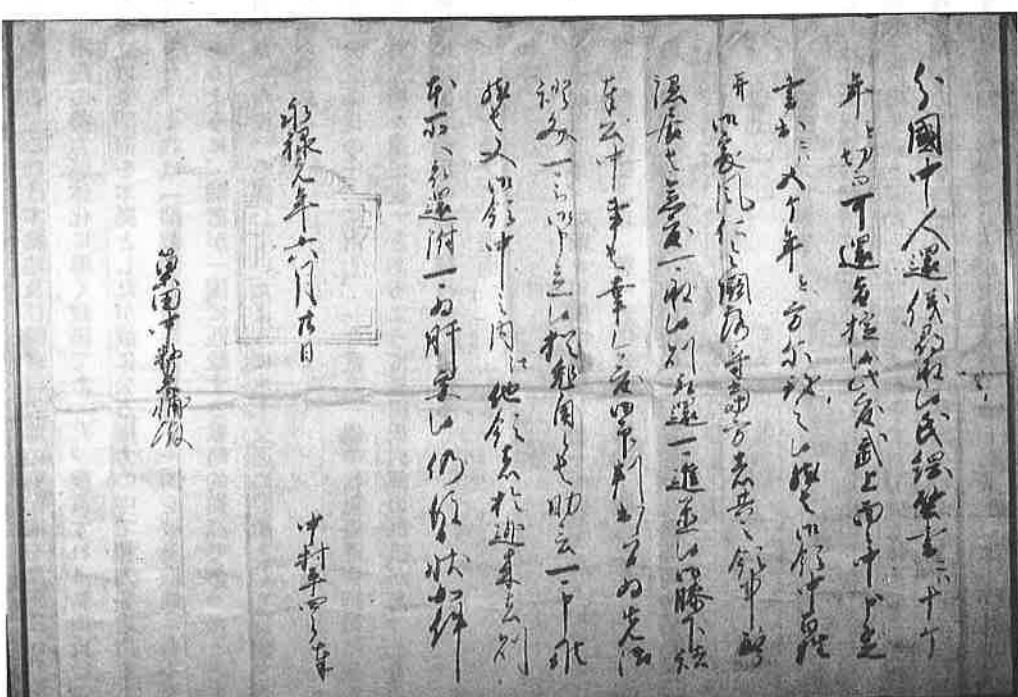
分國中人還儀尋承候、氏綱仰出書ニハ十ヶ年と切而可還旨捉候、此度武上面々中申定書出ニハ五ヶ年と方尔致之候、然者御領中百姓并御家風⁽²⁵⁾ニ令闕落、守当方者共之領中ニ至り隠居者、急度可承候、則取還可進置候、御膝下諸奉公中者、幸今度御印判出候間、如先法証文可被御申立候、猶免角之者助言可申候、然者又御領中之内江他領者於迎來者、則本所へ被還附可為肝要候、仍後日状如件、

（「祿寿応稿」）

永禄元年六月廿日

中村平四郎奉

築田中務太輔殿



むすびにかえて

これは氏康と晴助との間の人返し協定を示すものである。前述のことおり義氏の移座に伴い本拠関宿城の明渡しと関宿周辺の領地替えが実施されたが、築田氏領内に動搖が走り、百姓・家人の闕落が多発したものと思われる。他方後北条氏にとっても領国支配を確立していく上で、農民支配強化及び闕落などに対する弾圧強化は第一儀の課題である。

後北条氏は今川氏や武田氏のような戦国法の成立をみなかつたが、人返し規定⁽²⁵⁾については、

（永禄九年）

右、闕落之百姓、為國法間、彼在所領主・代官ニ相断、早々可召帰⁽²⁶⁾

（元亀二年）

右、闕落之百姓、縱雖為不入之地、他人之者抱置儀為曲事問、任國法、領主・代官ニ申断、急度可召返者也、⁽²⁷⁾

などのように「国法」として定められている。永禄元年若しくはそれ以前において「国法」の語は管見の限りでは確認できなかつたが、「氏綱

仰出書ニハ・・・」「武上面々中申定書出ニハ・・・」とあるように「国法」としての基盤は確立されており、これを根拠して氏康は晴助と人返しの協定を結んでいる。しかしあくまでも後北条氏の法理を前提としている点に、公方支配権の深化と築田氏勢力の弱体化を読みとることができよう。

註

（1） 関宿城は長禄元年に築田成助が築いたとされるが（奥原謹爾『関宿志』一九七三年、関宿町教育委員会）、「鎌倉大草紙」の康正元年の記事に「関宿の城に築田を籠」とあり、この時点ですでに関宿城が存在若しくは築城されたことが窺える。今後検討を要する。

（2） 佐藤博信「後北条氏と古河公方足利氏の関係をめぐって」（『史学雑誌』八七一二、一九七八年）、同「古河公方家臣築田氏の研究」（『千葉大学人文研究』一〇、一九八一年）とともに後に『古河公方足利氏の研究』（一九八九年、校倉書房）に所収、以下前者を佐藤論文①、後者を佐藤論文②とする）、長塚孝「戦国期の築田氏について」（『駒沢史学』三一、一九八

古河公方成立以来、築田氏は公方権力の中で重き地位にあつたが、この体制は後北条氏にとって公方権力を自らの支配下に組み込む上で最大の障害となつた。このため後北条氏は、晴氏と芳春院との婚姻、義氏への家督相続を断行した。公方権力から築田氏を疎外する意図が内在するものであるが、その一方で義氏を通じた懷柔策もとられており、これにより後北条氏は築田氏に対し決定的優位を獲得するとともに、課題が築田氏から公方権力そのものに移行する契機となるはずであつた。

しかしその後、築田氏は永禄三年より南下した上杉謙信に与し、関宿城に復帰する。これにより後北条氏と築田氏は、公方権力を介した拮抗から直接対立へ進むこととなる。

四年)、鍛代敏雄「古河公方家臣下總相馬氏に関する一考察」(『栃木史学』創刊号、一九八七年)など。

(3) 佐藤論文①は婚姻成立の契機を前年(天文七年)の「国府台合戦」(古河公方と小弓公方の対立)に求め、晴氏が公方家存亡の危機を回避するのに後北条氏の力を利用する以外に方法を持たなかったために、婚姻が実現したとしている。また、この婚姻歴史的意義は後北条氏の公儀性を公方家との関係の中に位置づけることによる充全化、及び下野・常陸など伝統的豪族層に対する公方の対外的機能の利用にあるとしている。

(4) 「古河市史」資料中世編七七七号文書、以下「古」七七七の如く表記する。

(5) 「古」七八四。この時期、築田氏に限らず他の家臣に対しても所領安堵や新恩給与を実施おり、この家督相続により家臣団内部に動搖があつたことがわかる。

(6) 「古」七九一。

(7) 「古」七七九。

(8) 佐藤博信「古河公方足利晴氏についての覚書—特に御座所変遷をめぐつて—」(『金沢文庫研究』二八〇、一九八八年)、以下佐藤論文③とする。

(9) その後晴氏は相模波多野に幽閉され、閑宿で隠居後の永禄三年五月に死去した。「喜連川判鑑」に「晴氏於閑宿逝去」とあるが、富田勝治は「足利晴氏死沒地考—晴氏は上総国嶋之で没したか—」(『埼玉地方史』一七、一九八四年)で「鎌阿寺文書」(「古」九九一)に「嶋之上様」とあることから晴氏の死沒地を御料所上総国市原郡嶋之郷に比定した。これに対し市村高男は「鶯宮町史」(一九八六年)で富田説を否定し、古河公方関係の系図・記録類の記載内容や、閑宿が常陸川や低湿地に囲まれ「嶋」と呼ぶにふさわしいことから閑宿で死没したとしている。また佐藤博信も「『嶋之上様』のこと」(『戦国史研究』一一、一九八六年)で富田説を否定し、後年義氏の遺女氏姫が御座した栗橋嶋(茨城県五霞町)としている。なお、宗英寺(関宿町)に晴氏の墓があるが、これについて佐藤論

呈している。

(10) 『鶯宮町史』史料三中世二九七号文書、以下『鶯』二九七の如く表記する。

(11) 「古」九一、九二、九三。

(12) 「古」九三。

(13) 佐藤論文③。

(14) 佐藤論文②「公方義氏成立にともなう『殿中』における芳春院殿・芳春院周興を中心とした奏者体制の整備であった」「従来の築田氏を筆頭とする『宿老中』による奏者体制を否定する中で成立した」。

(15) 『鶯』三一四。
長塚前掲論文。

(16) 「古」九六七。
『古』九七〇。

(17) 「古」九七七。
『古』九七七。

(18) (18)に同じ。
『古』九七四。

(19) (19)に同じ。
『古』九七三。

(20) (21) (22) (23) (24) (25)

千葉県立閑宿城博物館では築田氏の子孫より四十点余の文書類を受託・保管しており、その多くが『古河市史』などに掲載されている古河公方や後北条氏発給文書の原本である。現在分類・整理中であるが、今後機会を得てその成果を公表する。

(26) 後北条氏の人返し規定については、中村吉治『近世初期農政史研究』(一九三八年、岩波書店)、中丸和伯「後北条氏と虎の印判状」(『中世の社会と経済』一九六一年、東京大学出版会)、藤木久志「大名領国の経済構造」(『戦国社会史論』一九七四年、東京大学出版会)、同「戦国法の成立と構造」(同)など。
『戦国遺文』後北条氏編(一九九〇年、東京堂出版)九七四号文書。

(27) 同一四七七号文書。